

一般社団法人日本リノベーション・マネジメント協会  
懲戒規程

2012年12月17日制定

第1章 総 則

(懲戒の要件)

第1条 会員は、一般社団法人日本リノベーション・マネジメント協会（以下、「本会」という）の名誉を毀損する行為があったとき、本会の秩序もしくは信用を害する行為があったとき、本会の目的に反する行為があったとき、定款、倫理規程その他本会の定める規程に反する行為があったときは、懲戒をうける。

2 懲戒は、この規程に従って行う。

(懲戒の種類)

第2条 懲戒は次の4種とする。

- 1) 注意
- 2) 戒告
- 3) 2年以内の会員の権利の停止
- 4) 除名

2 懲戒は、当該行為の他、懲戒の対象となった行為のおよぼす社会的影響の重大性及び当該行為の行われた情状を考慮して、前項の4種の処分のうち一つを選択して行われる。

(倫理委員会)

第3条 本会に、懲戒事由の存否、内容等についての調査、懲戒について審査を行うことを目的として倫理委員会（以下、本条において「委員会」という）を置く。

2 委員会の委員（以下、本条において「委員」という）は5名とし、会長が理事会の議を経て委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の再任は妨げない。

5 会長はやむを得ない事由あるときは任期途中で委員の委嘱を解くことができる。

6 委員の互選により委員会を統理し代表する委員長を置く。

7 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

8 委員及び協力委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。当該委員の職を退いた後もまた同様とする。

9 委員会は、3名以上の委員の出席がなければ議事を開き、議決することはできない。

10 委員会の議長は原則として委員長が務める。

- 11 委員会は、出席委員の過半数で議決する。可否同数のときは議長の決するところによる。
- 12 委員会は、調査にあたっては、第6条第1項により懲戒を申し出た者（以下、「申立人」という）及び被調査会員（以下、「被申立人」という）に陳述、弁明の機会を与えなければならない。
- 13 委員会の議事、調査期日の各経過及び議決は、公開しない。
- 14 委員会は、調査が終了したときは、すみやかに書面をもってその結果及び理由を会長に報告する。

（再審査）

第4条 本会に、懲戒に対する不服申立てについての再審査は、理事会が行う。

- 2 理事会は、再審査内容の議決をしたときは、すみやかに書面をもってその結果及び理由を申立者に伝達する。

## 第2章 懲戒の手続き

（懲戒手続きの開始及び調査）

第5条 何人も、本会会員について懲戒の事由があると認めるときは、その事由の説明を添えて本会会長にこれを懲戒することを求めることができる（懲戒の申立て）。会長はかかる申立てを受理したときは、倫理委員会にその申立てを検討させなければならない。

- 2 倫理委員会は、懲戒申立てを調査し、会長に報告する。
- 3 懲戒の請求が取り下げられたとき、または申立人あるいは被申立人が死亡したとき、調査または審査は終了する。

（審査）

第6条 会長は、倫理委員会の報告に従い、懲戒委員会の審査が必要と認められた場合は、懲戒委員会にその申立てを検討させなければならない。

（懲戒に関する決定）

第7条 倫理委員会の議決をもって本会の決定とする。

（懲戒の執行等）

第8条 会長は、懲戒委員会の議決に従い、書面により懲戒の執行を行うものとする。

（再審査）

第9条 懲戒処分を受けた会員または申立人は懲戒委員会の決定に不服があるときは、通告

を受けた日から1ヵ月以内に、会長に対し書面により不服を申し立てることができる。

2 会長は、前項の不服の申立てがあった場合、理事会にその再審査をさせなければならない。この場合においては、倫理委員会の委員及び当該案件に利害関係を有する者は、この審議に加われない。

理事会の決定は、最終決定とし、再度不服申立てはできないものとする。

### 第3章 雑 則

(要領の制定)

第10条 この規程の運用に関し、必要な要領は理事会の議決を経て定める。

(施行)

第11条 この規程は、2012年12月17日よりこれを施行する。